

改正

平成17年 3 月29日規則第11号
平成18年 3 月31日規則第23号
平成18年11月 1 日規則第96号
平成19年 3 月30日規則第28号
平成19年12月10日規則第68号
平成19年12月14日規則第71号
平成20年 6 月 1 日規則第42号
平成20年 7 月31日規則第59号
平成20年11月10日規則第80号
平成21年 3 月10日規則第15号
平成21年 3 月25日規則第18号
平成21年 7 月23日規則第52号
平成22年 3 月30日規則第17号
平成22年 3 月31日規則第25号
平成22年 8 月16日規則第51号
平成23年 4 月 1 日規則第44号
平成23年 6 月 1 日規則第49号
平成23年11月30日規則第62号
平成24年 3 月30日規則第26号
平成25年 8 月30日規則第38号
平成26年 3 月31日規則第10号
平成26年 6 月17日規則第40号
平成26年12月25日規則第69号
平成27年 3 月31日規則第18号
平成28年 3 月31日規則第22号
平成28年 5 月30日規則第68号
平成28年12月28日規則第91号

平成29年4月1日規則第46号

平成30年3月30日規則第34号

平成30年8月24日規則第46号

平成30年12月28日規則第69号

令和2年1月31日規則第6号

伊賀市会計規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 収入

第1節 歳入の調定及び納入の通知（第4条—第13条）

第2節 収納（第14条—第29条）

第3節 私人に対する歳入の徴収又は収納の委託（第30条・第31条）

第3章 支出

第1節 支出の方法（第32条—第34条）

第2節 支出の方法の特例（第35条—第47条）

第3節 支払（第48条—第66条）

第4節 私人に対する支出の委託（第67条・第68条）

第4章 決算（第69条—第72条）

第5章 契約

第1節 契約の方法（第73条—第93条）

第2節 契約の締結（第94条—第104条）

第3節 契約の履行（第105条—第116条）

第6章 現金及び有価証券

第1節 指定金融機関等（第117条—第137条）

第2節 検査（第138条—第140条）

第3節 預金（第141条・第142条）

第4節 歳入歳出外現金及び保管有価証券（第143条—第147条）

第7章 財産

第1節 削除

第2節 物品（第169条—第186条）

第3節 債権（第187条—第201条）

第4節 基金（第202条—第204条）

第8章 帳簿（第205条—第210条）

第9章 雑則（第211条—第216条）

附則

第1章・第2章 略

第3章 支出

第1節 支出の方法

（請求書による原則）

第32条 経費の支出は、債権者からの請求書の提出をまってこれをしなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては支出先内訳書（様式第19号）又は明細内訳書（様式第19号）（以下「支出調書」という。）によりこれを行うことができる。

- （1） 報酬、給料その他これらに類する経費
- （2） 地方債の元利償還金
- （3） 官公署の発する納入通知書その他これに類するものにより支払うべき経費
- （4） 見舞金、謝礼金、報償金、寄附金その他これらに類する経費
- （5） 貸付金、出資金その他これらに類する経費
- （6） 1件の請求書について2以上の会計に分割して支出するもの
- （7） その他請求書によることができないもの

2 市長は、前項ただし書の規定による場合において、支出すべき金額から控除すべき金額があるときは、支出調書にそれぞれ区分して記載しなければならない。また、前項第6号の規定により支出するときは、各科目ごとの支出調書を作成し、それぞれの科目の支出調書に分割の明細を記入のうえ請求書を添えた支出命令書の伝票番号を記載しなければならない。

3 第1項に規定する請求書は、次の事項を記載し、債権者の印を押さなければならない。

- （1） 請求金額及びその内容
- （2） 請求年月日
- （3） 請求者の住所及び氏名（職員の場合は所属及び氏名）

4 請求書に使用する印鑑は、契約書、見積書、申請書等に使用したものと同一のものを使用しなければならない。ただし、紛失等やむを得ない事由により申出があった場合で、会計管理者が本人の印鑑に相違ないことを確認したときは、この限りでない。

5 署名を習慣とする外国人の請求書の自署については、記名押印とみなすことができる。

第33条から第42条 略

第2節 支出の方法の特例

(前金払)

第43条 令第163条第1号から第7号までに規定するもののほか、次の各号に掲げる経費については前金払することができる。

- (1) 保管料及び保険料
- (2) 訴訟に要する経費
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の経費
- (4) 物件の再リース(当初のリース期間満了後も当該物件を継続して借り受けるものに限る。)に係る経費
- (5) 検査、検定、試験、登録等を受けるために要する手数料等の経費
- (6) 前金払により経費の節減を図ることができ、かつ、確実な履行が認められる経費

2 前項第3号の規定による経費は、設計金額が130万円以上のものに限り、次の区分に応じた額以内で前金払するものとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事については、契約金額の10分の4に相当する額
- (2) 土木建築工事に関する測量、設計及び調査等については、契約金額の10分の3に相当する額

3 会計管理者等は、前金払をしたときは、前金払整理簿により整理しなければならない。

4 前金払をした経費について契約の解除その他の事由により精算する必要があるときは、前条の手続の例によりこれをしなければならない。

(中間前金払)

第44条 前条の規定により前金払をする公共工事のうち、次の各号のいずれにも該当するものについて、契約金額の10分の2を超えない範囲で、前条第2項第1号の規定により既にした前金払に追加して前金払(以下「中間前金払」という。)をすることができる。ただし、設計金額が1,000万円未満の工事については、この限りでない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

第45条 略

(部分払)

第46条 工事、製造及びその他の請負契約、若しくは物件の購入で契約に定めがあるものについては、その完了前又は完納前に、出来高調書による既済部分又は検収調書若しくは物品検査証による既納部分について部分払することができる。ただし、第44条の規定による中間前金払をする場合には、部分払は行わない。

2 市長は、部分払をしたときは、部分払整理簿により整理しなければならない。

第47条から第71条 略

(翌年度歳入の繰上充用)

第72条 会計管理者は、令第166条の2の規定により翌年度歳入の繰上充用を必要とするときは、出納閉鎖期日までに財務部長に通知しなければならない。

第5章 契約

第1節 契約の方法

(一般競争入札参加者の資格)

第73条 市長は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める必要があると認めるときは、その理由及び資格基準並びに登録の時期及び方法について決定し、直ちに令第167条の5第2項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を公示しなければならない。

第74条 市長は、前条の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、その定めるところにより定期的に、又は随時に一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前条の規定による審査により適格者と認めたときは、一般競争入札資格者の名簿を作成し、これを登録してその者に登録済の通知をするものとする。ただし、普通財産、物品の売払い又は貸付等の場合は、この限りでない。

(入札の公告)

第75条 一般競争入札は、その入札期日の前日から起算して10日前までに公告するものとする。た

だし、緊急の必要がある場合は、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項その他入札に必要な事項
- (4) 入札及び開札の日時並びに場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 入札無効に関する事項
- (7) その他必要な事項

(入札保証金)

第76条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積る入札金額の100分の5以上(インターネットを利用して普通財産又は物品の売払いの入札(以下「インターネット売払」という。)を執行する場合の入札保証金については、別に定める。)の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加する資格を有する者であつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) 不用の決定をした物品を売り払うとき。

(予定価格の作成)

第77条 市長は、一般競争入札に付するときは、仕様書、設計書等により予定価格を定めて予定価格調書(様式第42号、様式第42号の2、様式第42号の3、様式第42号の4)に記載するものとする。

2 前項の予定価格調書は、封書にして開札の際これを開札場所に置かなければならない。

3 予定価格を定めるときは、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、総額によりがたい(一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合)契約にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例、市場価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、インターネット売払を執行する場合の予定価格については、別に定める。

(最低制限価格の作成)

第78条 市長は、工事又は製造その他の請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設けるときは、予定価格の10分の7以上の額で定めなければならない。

2 前項の規定により最低制限価格を設けたときは、第77条に規定する予定価格調書にこれを併記のうえ、封書にして開札の際開札場所に置かなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。

(入札書の提出)

第79条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書（様式第43号、様式第43号の2、様式第43号の3、様式第43号の4）を1件ごとに作成し、封書にして工事名又は物件名等を表記し、入札者の氏名、法人にあっては法人名及び代表者名を明記のうえ、市長の指定する日時及び場所に提出しなければならない。

2 郵便による入札を行うときは、書留郵便その他発送事実を証することができる方法による郵送とし、封筒に入札に付する事項を記載し、指定した日時までに所定の場所に到達したものでなければならない。

3 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 前項の代理人は、同一入札において2人以上の者の代理人になることはできない。

5 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人になることができない。

6 入札書は、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

7 前各項の規定にかかわらず、インターネット売払を執行する場合の入札書の提出の方法については、別に定める。

(開札)

第80条 開札は、入札終了後直ちに、関係職員2人以上立会いのうえ、入札者の面前において行う。

この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、インターネット売払を執行する場合の開札の方法については、別に定める。

(入札の無効)

第81条 一般競争入札において、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札保証金の額が第76条第1項に規定する額に満たないとき。
- (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。(郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき。)
- (7) 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされているとき。
- (8) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (9) 入札書又は見積書に記載されている日付が、入札公告、指名通知若しくは見積通知に示す開札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
- (10) 記名、押印を欠く入札をしたとき。
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
- (12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 工事費内訳書の提出がないとき。
 - イ 工事費内訳書の金額が入札書に記載の金額と一致していないとき。
 - ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。(記載されている値引き又は端数処理等の額が千円未満である場合を除く。)
 - エ 記載すべき項目が欠けているとき。
- (13) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。
(入札保証金の還付等)

第82条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札した者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

2 前条第4号に規定する行為があったとき、又は落札者が正当な理由がなく契約をせずにその権利を失ったときは、入札保証金は市に帰属する。

(落札)

第83条 入札においては、次の各号のいずれかに該当する者を落札者とする。

- (1) 工事又は製造その他の請負、物件の購入若しくは借入等については、予定価格の制限の範囲内であって最低価格の入札をした者
- (2) 普通財産又は物品の売払い又は貸付等については、予定価格以上であって最高価格の入札

をした者

(3) 第78条の規定により最低制限価格を定めた場合は、その範囲内で最低の価格をもって入札をした者

- 2 市長は、令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は、前項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限内（最低制限価格を定めた場合は、その範囲内）の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。この場合は、その理由及び落札者の氏名、法人にあっては法人名及び代表者名を公表しなければならない。
- 3 市長は、令第167条の10の2第1項又は第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に該当する場合は、第1項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 4 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、その入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 5 前各項の規定にかかわらず、インターネット売払を執行する場合の落札者の決定の方法については、別に定める。
- 6 落札者の決定に審査が必要なときは、開札後直ちに決定せず保留した後に決定することができる。

（入札の公告時間の短縮）

第84条 一般競争入札に付した場合において入札者がいない場合、若しくは令第167条の8第4項の規定により再度の入札に付し落札者がいない場合、又は落札者が契約を結ばない場合で更に一般競争入札に付そうとするときは、第75条の公告期間を3日までに短縮することができる。

（落札後の措置）

第85条 市長は、一般競争入札の落札者が決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知しなければならない。

（入札参加者資格者）

第86条 競争入札に参加しようとする者は、別に定める入札参加資格審査申請に必要な書類を、市長が定める期間内に提出しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による書類を提出した者について審査し、適格者と認めるときは、入札参加資格者名簿に登録するものとする。

(指名基準)

第87条 指名競争入札に指名することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 過去における市との契約の履行が誠実であった者

(2) 契約の履行が誠実かつ確実に認められる者

(入札者の指名)

第88条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、入札参加資格者名簿に登録された者のうちから、前条の基準により競争に参加する者を3名以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、第75条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に入札期日5日前までに通知しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第89条 第77条から第83条まで及び第85条の規定は、指名競争入札に付する場合にこれを準用する。

(随意契約の限度額等)

第90条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に規定する契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負 130万円

(2) 財産の買入れ 80万円

(3) 物件の借入れ 40万円

(4) 財産の売払い 30万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

2 令第167条の2第1項第3号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。

(2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴収)

第91条 市長は、随意契約によろうとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示して特別な場合を除き、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は他の地方公共団体と直接に契約しようとするとき。
- (2) 季節がある生産物又は腐敗のおそれがある物件で見積書をとる暇がないとき。
- (3) 官報その他のもので価格が確定し、見積書をとる必要がないとき。
- (4) 予定価格が10万円を超えない契約をするとき。
- (5) その他特別の事情があるとき。

2 前項の規定による見積書は、第86条第2項の規定による名簿に登録された者のうちから徴さなければならない。ただし、特別の理由によりこれによりがたいときは、この限りでない。

(随意契約による場合の予定価格の作成)

第92条 市長は、随意契約による場合は、あらかじめ第77条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が30万円を超えない契約についてはこの限りでない。

(せり売り)

第93条 市長は、物品の売払いについて、特に必要があると認めるときは、一般競争入札に関する規定に準じ、せり売りに付することができる。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第94条 市長は、契約を締結するに当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける建設工事の請負契約については少なくとも同法第19条第1項各号に掲げる事項、その他の契約については次の各号に掲げる事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、これを省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限及び契約保証金に関する事項
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 目的物の引渡しの時期
- (8) 履行の遅延その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(9) 危険負担

(10) かし担保責任

(11) 契約に関する紛争の解決方法

(12) 前各号に定めるもののほか、当該契約の締結について必要な事項

2 契約書には、必要に応じて仕様書、設計内訳書（職工及び人夫の数量並びに費用の内訳を記載しないものとする。）及び図面を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、1件100万円を超えない契約については、契約書の作成を省略し請書によることができる。

4 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年伊賀市条例第68号）第2条及び第3条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨又は当該議決があったときに当該契約としての効力を生ずる旨を記載した仮契約書を作成するものとする。

（契約書又は請書の作成を省略することができる場合）

第95条 次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、契約書又は請書の作成を省略することができる。

(1) 契約金額が30万円を超えない契約をするとき。

(2) せり売りに付するとき。

(3) 官公署その他これに準ずる機関と契約をするとき。

(4) 契約の性質上契約書又は請書を作成する必要がないとき。

（契約書又は請書の提出）

第96条 契約の相手方（以下「契約者」という。）は、市長が契約書又は請書の提出時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から5日以内（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日を除く。）に契約書又は請書を提出しなければならない。

2 契約者は、正当な理由がなく前項に規定する期間内に契約書又は請書を提出しないときは契約締結の権利を失なう。

（契約の変更）

第97条 市長は、契約の締結後において、経済情勢の変動、災害又は工事の施行上やむを得ない理由により当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約者と協議して契約の変更をしなければならない。

- 2 市長は、契約者からその責に帰することができない理由により、又はその責に帰する理由があるため違約金を納入する旨を明示して履行期限の延長をしたい旨申出があったときは、これを調査し、止むを得ないと認めるときは、契約の変更をしなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により、契約の変更をしようとするときは第94条の規定に準じ、変更契約書又は変更請書を作成しなければならない。
- 4 前項の変更契約書又は変更請書の提出については、第96条の規定を準用する。

(契約の解除)

第98条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 期限までに契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 着手期日が過ぎても着手しないとき。
 - (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
 - (4) 契約者が建設業法第29条の規定により登録を取り消されたとき。
 - (5) その他契約条項に違反したとき。
 - (6) 市長が命じた者が行う検査（物品については「検収」という。以下同じ。）及び監督に際してその執行を妨げたとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、市長において特に必要がある場合には、契約を解除することができる。
 - 3 契約者は、市長の責に帰する理由によって損害を受けたときは、契約を解除することができる。
 - 4 市長又は契約者は、前3項の規定により契約を解除するときは、相手方にその旨を書面で通知しなければならない。

(契約保証金)

第99条 市長は、契約を締結したときは、直ちに、契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去2か年の間に本市若しくは他の地方公共団体又は国（特殊法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 前号の規定にかかわらず、工事若しくは製造の請負又は工事に係る設計、測量若しくは調

査等の委託業務において、500万円未満の契約を締結するとき。

- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (6) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が100万円を超えないもので、かつ契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、国債、地方債のほか、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、有価証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えなければならない。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 定期預金証書
- (3) 銀行又は金融機関の保証する小切手又は手形
- (4) 市長が確実と認める金融機関等又は保証事業会社の保証

3 契約締結後において、契約金額が増減されても、契約保証金の額を変更しないことがある。

(契約解除の場合における対価等)

第100条 市長は、契約者の責に帰する理由により契約を解除したときは、工事製造及びその他の請負契約の既納部分又は物件の既納部分に相応する金額の範囲内の対価を契約者と協議のうえ支払わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、契約を解除した場合において、市長又は契約者の責に帰する理由により損害を生じたときは、その当事者が賠償しなければならない。

(契約保証金の還付)

第101条 契約保証金は、契約者が契約を履行した後直ちに還付する。ただし、かし担保について特約があるときは、当該義務が終了するまでその全部又は一部を留保することができる。

2 契約の変更により契約金額に減少があった場合において、契約者の要求があったときは当該減少額に相当する割合の契約保証金を還付することができる。

(権利義務の譲渡禁止)

第102条 契約者は、契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物又は支給した材料若しくは検査済の材料を第三者に売払い、若しくは貸付け、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第103条 契約者は、契約履行について、全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

(紛争の解決方法)

第104条 契約に関して当事者間に紛争を生じたときの解決方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事の請負契約にあつては、建設業法第3章の2の規定による。
- (2) その他の契約にあつては、当事者が協議のうえ第三者に、あつせん、調停又は仲裁を求めらる。

第3節 契約の履行

(契約の履行の届出)

第105条 契約者は、契約を履行しようとするとき（工事、製造及びその他の請負契約に限る。）及びその履行を完了したときは、市長にその旨を書面で届出なければならない。ただし、契約の履行内容が軽微なものについては、口頭により届出ることができる。

(契約履行の監督又は検査)

第106条 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査（検収）は、市長が補助者に命じてこれを行わなければならない。

- 2 市長は、特別の理由がある場合を除き、同一の契約について、前項の規定による監督を行う職員（以下「監督員」という。）と検査（検収）を行う職員（以下「検査員」という。）とを兼ねさせることができない。

(監督)

第107条 監督員は、契約に係る仕様書、設計書及び図面等に基づき、契約の履行に立ち合つて工程の管理、履行中途における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督し、契約者に必要な指示をするものとする。

- 2 監督員は、監督をしたときは、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(給付の検査等)

第108条 市長は、次の各号に掲げる場合には、契約に基づく給付の完了の確認をするため必要な検査（検収）を行わなければならない。

- (1) 契約者が給付を完了したとき。
- (2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により納付の一部を使用しようとするとき。

2 前項第1号の検査(検収)は、第105条の規定による契約の履行完了の届出を受けた日から、工事の請負にあつては14日以内に、製造その他の請負又は物件の買入れ等にあつては、10日以内に検査(検収)をしなければならない。

3 検査員は、契約書、設計図その他の関係書類に基づき、かつ必要に応じて当該契約に係る監督員の立会いを求めて、当該給付の内容及び数量その他について検査(検収)しなければならない。

4 前項の場合において、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査(検収)を行うことができる。この場合検査(検収)及び復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、市長は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

5 検査員は、検査(検収)の結果、契約の履行に不備があると認められるときは、契約者に必要な処置をすることを求め、その経過を記録しておかなければならない。

(検査の立会い)

第109条 検査員は、前条に規定する検査(検収)を行うときは、契約者若しくはその代理人は立ち会わなければならない。この場合において、これらの者が検査(検収)に立ち会わないときは検査(検収)の結果について異議の申立をすることができない。

2 前項に規定するもののほか検査員は、監督員以外の職員又は会計管理者若しくはその補助者の立会いを求めることができる。

3 検査(検収)に立ち会う職員は、検査(検収)についての意見を述べることができる。

(完成認定書等の作成)

第110条 検査員は、検査(検収)の結果、契約が履行されたと認めるときは、工事、製造及びその他の請負契約にあつては完成認定書(様式第48号)若しくは出来高調書(様式第49号、様式第49号の2)を、物件の買入れその他にあつては検収調書(様式第48号の3)若しくは物品検査証(様式第48号の4)を作成し契約者に交付しなければならない。ただし、契約金額が30万円を超えないものについては、関係帳票にその旨を記録することによってこれを省略することができる。

(監督及び検査の委託)

第111条 市長は、令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に委託して監督又は検査(検収)を行わせようとするときは、監督(検査(検収))委託書を作成し、これをその委託をしようとする者に送付しなければならない。

2 第107条、第108条第2項から第5項まで及び前条本文の規定は、前項の規定により監督又は検査(検収)の委託を受けた者が行う監督又は検査(検収)にこれを準用する。

(物品の減価採用)

第112条 市長は、契約者の供給した履行の目的物に僅少の不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価のうえ採用することができる。

(部分払及びその限度額)

第113条 第46条第1項の規定により部分払をする必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、検収調書、物品検査証又は出来高調書によりそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内において部分払をすることができる。

- (1) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分の代価の10分の9
- (2) 物件の買入契約 既納部分に対する代価
- (3) 部分引渡しの定めのある契約 既納部分に対する代価 (前金払された金額があるときは、当該前金払の金額を差引いた額)

2 前項の部分払をすることができる回数は、契約金額に応じ次の区分によるものとする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、回数を増減又は1,000万円以下の契約金額についても部分払をすることができる。

- (1) 1,000万円以上2,000万円未満 1回
- (2) 2,000万円以上5,000万円未満 2回
- (3) 5,000万円以上8,000万円未満 3回
- (4) 8,000万円以上のものについては、契約金額から3,000万円を減じて得た額を3,000万円で除して得た数の整数部分に2を加えて得た回数

3 前2項の規定により2回目以降の部分払をしようとするときは、その都度当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもってその回の部分払の支払額とする。この場合において前金払された金額があるときは、既納部分又は既済部分の率に対応する当該前金払の金額の額をその都度算出し、これをその部分払の金額から差引くものとする。

4 国の交付金、補助金等を受けて実施する事業について、市長が特に必要があると認めたときは、第1項第1号の規定に関わらず、既存部分の代価の10分の10を部分払することができるものとする。

(履行遅延に対する違約金)

第114条 第97条第2項に規定する違約金は、履行遅延による損害賠償について特約した場合を除き、遅延日数に応じ未履行部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256

号) 第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した額とする。ただし、同条第1項の規定により履行の一時中止をした日数は履行期間に算入しないものとする。

2 前項の違約金は、契約に基づく対価から控除して充当するものとし、控除する額に満たない場合はこれを追徴しなければならない。この場合において契約の相手方に対してその旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定は、契約者が第108条に規定する検査(検収)に合格しないため、その補修、改造又は取替え若しくは補充を命ぜられ市長の定める期間内に履行しないときに準用する。

(対価の支払)

第115条 第108条の規定による検査(検収)に合格したものでなければ、当該契約に係る支払をすることができない。

2 対価の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払いの際に、これを精算するものとする。

3 第98条の規定により契約を解除したときは、当該契約に基づく給付の既納部分又は既済部分で、検査(検収)に合格した部分に対する対価を支払うものとする。

(物件の引受け又は引渡し)

第116条 市長は、契約に基づく物件の引渡しを受けてから対価の支払を完了するものとする。

2 市長は、契約に基づく対価の納付が完了したことを確認した後に当該契約に基づく物件を引き渡すものとする。

第6章から第8章 略

第9章 雑則

(職員の賠償責任に係る職の指定)

第211条 法第243条の2第1項の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる行為については当該各号に定める者とする。

- (1) 法第243条の2第1項第1号及び第2号に係るもの 権限を代決することができるもの
- (2) 法第243条の2第1項第3号に係るもの 会計管理者等が指定した補助職員
- (3) 法第243条の2第1項第4号に係るもの 監督又は検査に従事する者

第212条から第216条 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併市町村（合併前の上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村及び青山町をいう。以下同じ。）のこの規則に相当する規則等の規定により、なされるべきであった手続その他の行為については、なお、従前の例による。

3 施行日の前日までに、合併市町村のこの規則に相当する規則等の規定により、行われた手続その他の行為で、施行日以後伊賀市に引き継がれるものは、この規則の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

4 平成21年4月1日から平成21年10月1日までの間、第35条に規定する資金前渡できる経費に定額給付金及び子育て応援特別手当を加える。

5 平成21年4月1日から平成21年10月1日までの間、定額給付金を口座振替の方法による支払をしたときは、第59条第3項の規定にかかわらず、定額給付金交付決定通知書を当該債権者に送付するものとする。

附 則（平成17年3月29日規則第11号）

この規則は、平成17年3月29日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第23号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年11月1日規則第96号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日までの間に限り、伊賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成18年伊賀市条例第49号）附則第2項に規定する可燃ごみシールの取扱手数料の支払いについては、当該可燃ごみ処理手数料を繰り替えて使用することができるものとする。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月10日規則第68号）

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成19年12月14日規則第71号）

この規則は、平成19年12月14日から施行する。

附 則（平成20年 6 月 1 日規則第42号）

この規則は、平成20年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月31日規則第59号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年11月10日規則第80号）

この規則は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月10日規則第15号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月25日規則第18号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 7 月23日規則第52号）

この規則は、平成21年 7 月27日から施行する。

附 則（平成22年 3 月30日規則第17号）

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 8 月16日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第46条第 1 項、第110条、第113条第 1 項の改正規定及び様式第48号の 3 の次に 1 様式を加える改正規定は、平成22年 4 月 1 日から適用し、第169条第 2 項、第172条、第175条第 1 項、第178条第 1 項、第180条第 1 項の改正規定、別表第 2 の改正規定、別表第 2 の 1 の次に 1 表を加える改正規定、別表第 3 の改正規定及び様式第67号、様式第69号、様式第70号の改正規定は、平成22年 6 月 3 日から適用する。

附 則（平成23年 4 月 1 日規則第44号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 6 月 1 日規則第49号）

この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規則第62号）

この規則は、平成23年11月30日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日規則第26号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日規則第38号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月17日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の伊賀市会計規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年12月25日規則第69号）

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第18号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第22号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日規則第68号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第91号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第34号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月24日規則第46号）

この規則は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日規則第69号）

この規則は、平成31年1月4日から施行する。

附 則（令和2年1月31日規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

予定価格調書

契約番号

工事名

工事場所

設 計 額 (税込)

予 定 価 格 (税込)

入札書 (見積書) 比較価格(税抜)

最 低 制 限 価 格 (税込)

入札 (見積) 価格に対する
最 低 制 限 価 格 (税抜)

上記のとおり、予定価格を定める。

年 月 日

職 氏 名

印

予定価格調書

契約番号

業務委託名

履行場所

設 計 額 (税込) _____

予 定 価 格 (税込) _____

入札書 (見積書) 比較価格 (税抜) _____

最 低 制 限 価 格 (税込) _____

入札 (見積) 価格に対する
最 低 制 限 価 格 (税抜) _____

上記のとおり、予定価格を定める。

年 月 日

職 氏 名

印

予定価格調書

契約番号

物件名

納入場所

設 計 額 (税込)

予 定 価 格 (税込)

入札書 (見積書) 比較価格(税抜)

最 低 制 限 価 格 (税込)

入札 (見積) 価格に対する
最 低 制 限 価 格 (税抜)

上記のとおり、予定価格を定める。

年 月 日

職 氏 名

印

予定価格調書

契約番号

賃貸借物件名

設置場所

設 計 額（税込）

予 定 価 格（税込）

入札書（見積書）比較価格(税抜)

最 低 制 限 価 格（税込）

入札（見積）価格に対する
最 低 制 限 価 格（税抜）

上記のとおり、予定価格を定める。

年 月 日

職 氏 名

印

様式第43号（第79条関係）

入札書（工事関係用）	
入札金額	
契約番号	
工事名	
工事場所	伊賀市 地内
入札保証金	
<p>上記金額で伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及びご指示の条件によって請負したいから入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 入札者 商号又は名称 代表者職氏名 ㊟</p> <p>伊賀市長 様</p>	

(注)

この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。

様式第43号の2（第79条関係）

入札書（業務委託関係用）	
入札金額	
契約番号	
業務委託名	
履行場所	伊賀市
入札保証金	
<p>上記金額で伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及びご指示の条件によって請負したいから入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 入札者 商号又は名称 代表者職氏名 ⑩</p> <p>伊賀市長 様</p>	

（注）

この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。

様式第43号の3（第79条関係）

入 札 書 （ 物 件 用 ）				
入札金額				
契約番号				
物件名				
納入場所				
納入期限				
入札保証金				
内 訳				
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
<p>上記金額で伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及びご指示の条件によって請負したいから入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所在地 入札者 商号又は名称 代表者職氏名</p> <p style="text-align: right;">④</p> <p>伊賀市長 様</p>				

(注)

- 1 この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 この様式によりがたいものは、この様式に準じて作成すること。

入 札 書 (賃貸借物件用)				
入 札 金 額				
契 約 番 号				
賃貸借物件名				
設 置 場 所				
賃 貸 借 期 間				
入 札 保 証 金				
内 訳				
品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
<p>上記金額で伊賀市会計規則（平成16年伊賀市規則第74号）及びご指示の条件によって請負したいから入札します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">入札者 所在地 商号又は名称 代表者職氏名 印</p> <p>伊賀市長 様</p>				

- (注) 1 この入札書は、1件ごとに作成し、インク又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
- 3 この様式によりがたいものは、この様式に準じて作成すること。

完 成 認 定 書

年 月 日

受注者

検査員職氏名

㊦

次のとおり、完成したことを認定する。

記

契 約 番 号		検 査 回 次	
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金	円		
契 約 締 結 日	年 月 日		
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 成 期 限	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">検 収 調 書</p> <p style="font-size: 18px; margin: 10px 0 0 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 16px; margin: 10px 0 0 0;">検収者所属</p> <p style="font-size: 16px; margin: 10px 0 0 0;">職氏名 ㊟</p>							
契約番号	年度	科目	款	項	目	細目	細々目
品 名		数 量	単 位	単 価	金 額		
消費税及び地方消費税の額							
合 計							
納 入 者				納 入 日	年 月 日		
				検 収 日	年 月 日		
				検収場所			
契 約 金 額	円			特記事項			
契 約 締 結 日	年 月 日						
納 入 期 限	年 月 日						
納 入 場 所							
検 収 所 見							

様式第 48 号の 4 (第 110 条関係)

決 裁	課 長	係 長	係
物 品 検 査 証			
			年 月 日
検査員所属			
職氏名			印
立会者所属			
職氏名			印
契 約 番 号		検 査 日	
予 算 執 行 課		契 約 締 結 日	
件 名			
納 入 場 所			
納 入 者		納 入 期 限	
		納 入 日	
業 者 立 会 者		契 約 代 金 額	
納 品 金 額		累 計 金 額	
品 名	数 量 単 位	単 価	金 額
消費税及び地方消費税の額			
合 計			
所 見			

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">出 来 高 調 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">受注者</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">検査員職氏名 ㊟</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり、相違ありません。</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">記</p>			
契 約 番 号		検 査 回 次	
工 事 名			
工 事 場 所			
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 成 期 限	年 月 日		
(1)請 負 代 金	円		
(2) 出来高部分の請負 代金相当額			
(3) (2)に9/10を 乗じた金額			
(4)前 金 償 却 額			
(5)出来高支払済金額			
(6)内 金 請 求 額			

様式第49号の2（第110条関係）

出 来 高 調 書			
		年 月 日	
受注者			
様			
		検査員職氏名 ㊟	
次のとおり、相違ありません。			
記			
契 約 番 号		検 査 回 次	
業 務 委 託 名			
履 行 場 所			
着 手 年 月 日	年 月 日		
完 成 期 限	年 月 日		
(1)業 務 委 託 料	円		
(2) 出来高部分の業務 委託料相当額			
(3)前 金 償 却 額			
(4)出来高支払済金額			
(5)内 金 請 求 額			